

資料 2

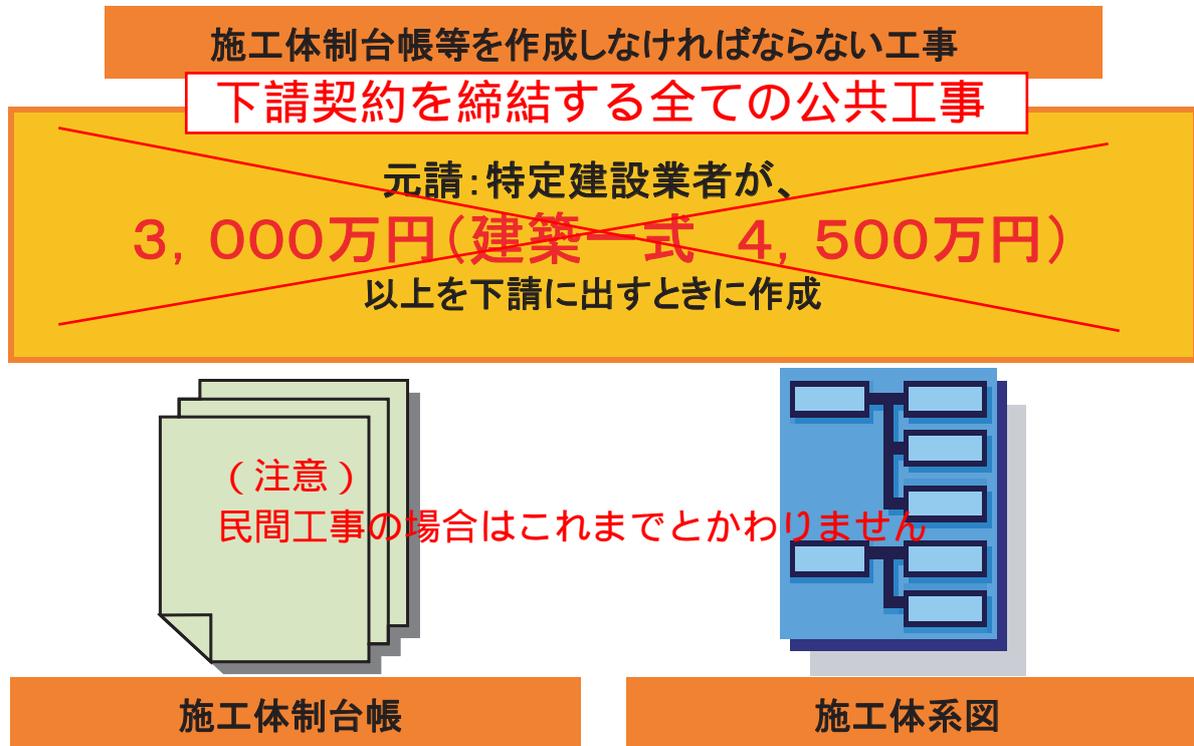
施工体制台帳の作成及び提出について

新(平成27年度)	旧(平成26年度)
<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しななければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しななければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 安全管理 (5) 指定機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画及び工事用地等を含む) (8) 施工管理計画(施工管理担当者氏名を含む) (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場の就業時間 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他 	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しななければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しななければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 安全管理 (5) 指定機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画及び工事用地等を含む) (8) 施工管理計画(施工管理担当者氏名を含む) (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) その他

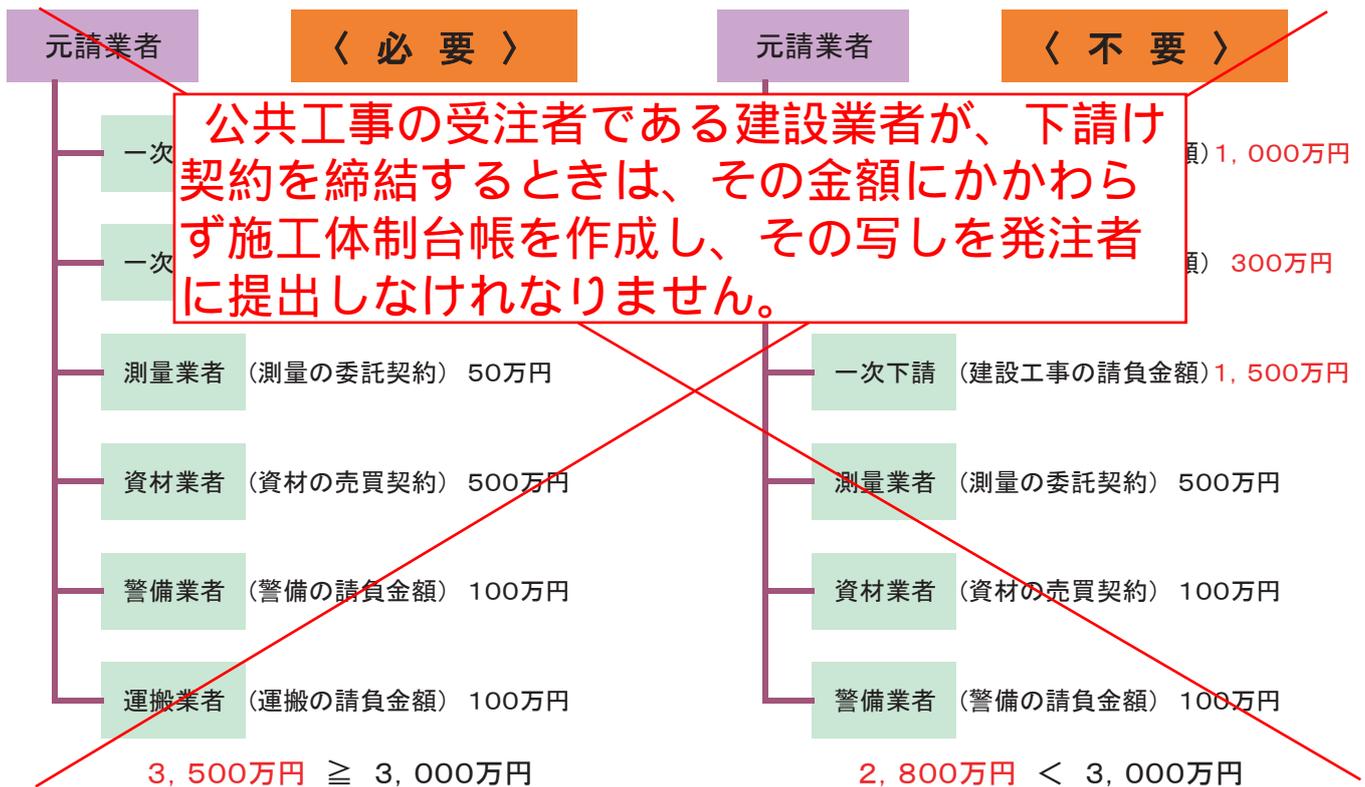
施工体制台帳

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円(建築一式工事:4,500万円)以上になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。(建設業法第24条の7) → 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条により変更

施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳を言います。



下請契約は「建設工事の請負契約」です。
(建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。)



施工体制台帳の作成の目的

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、以下の事象を防止する。

①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生

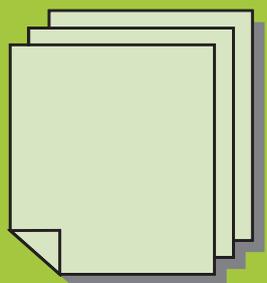
②不良不適格業者の参入、建設業法違反(一括下請負等)

③安易な重層下請 → 生産効率低下

施工体制台帳は、**公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません**。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。(建設業法施行規則第14条の7)

さらに、入札契約適正化法の規定により、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。

[工事施工体制台帳]の提出・閲覧・保存



施工体制台帳

現場に備え置く(工事中)

5年間保存(工事完了後)



公共工事

写しの提出

民間工事

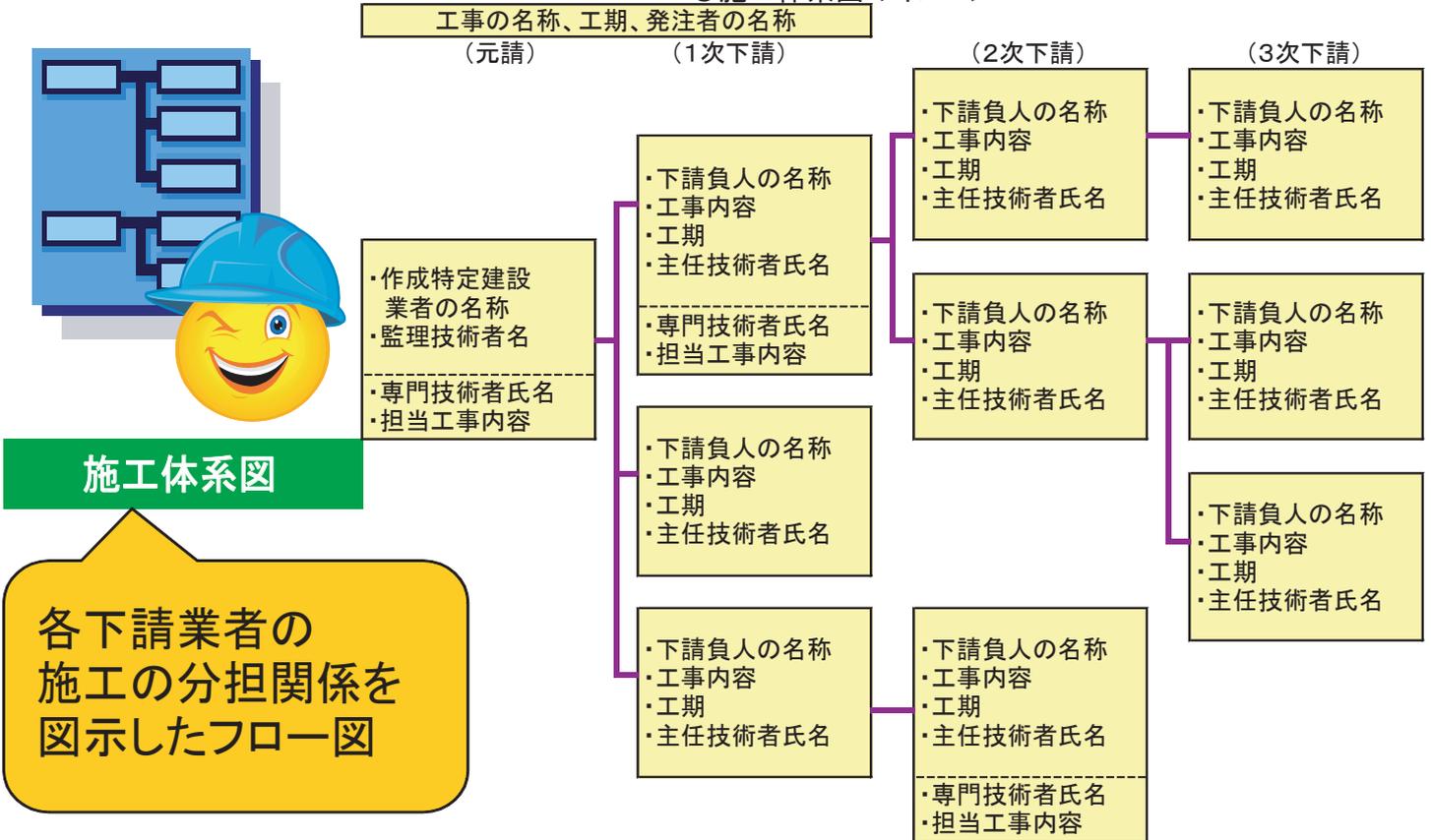
発注者の閲覧



施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことで、施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

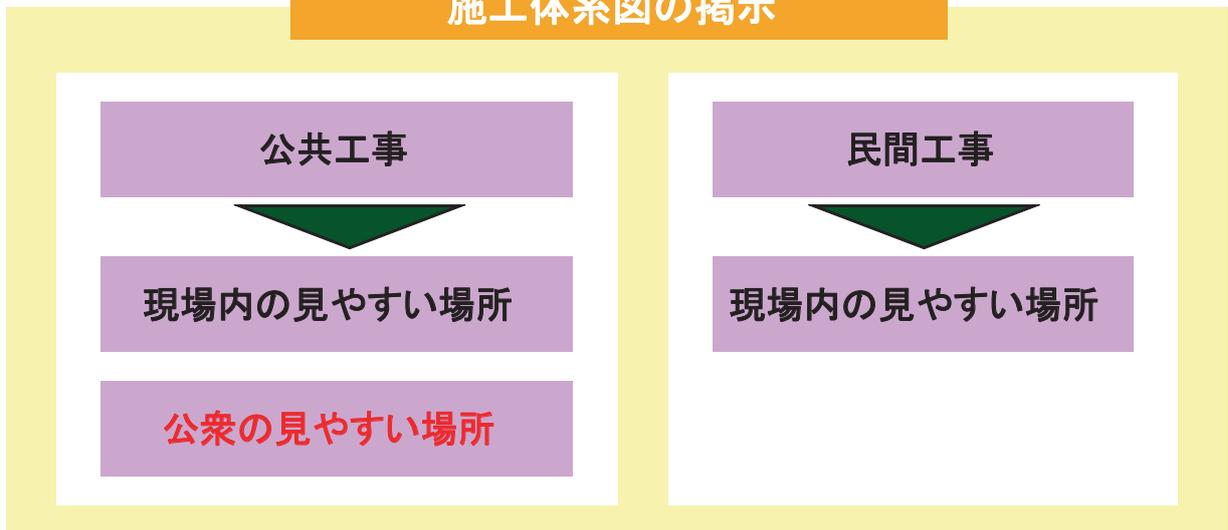
●施工体系図のイメージ



- 注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中(契約書上の工期中)の者に限り行えば足りる。
(建設業法施行規則第14条の6第2号)
- 注2) 主任技術者の氏名は、当該下請負人が建設業者であるときに限り行う。
- 注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く第26条の2の規定による技術者をいう。

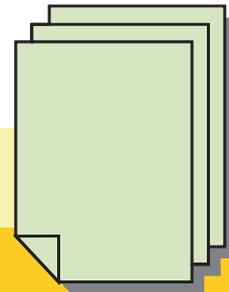
施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません(建設業法第24条の7第4項、建設業法施行規則第14条の7)。したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。

施工体系図の掲示



施工体制台帳の作成が義務づけられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。(建設業法第24条の7第2項)

再下請負通知書の内容 (建設業法施行規則第14条の4)



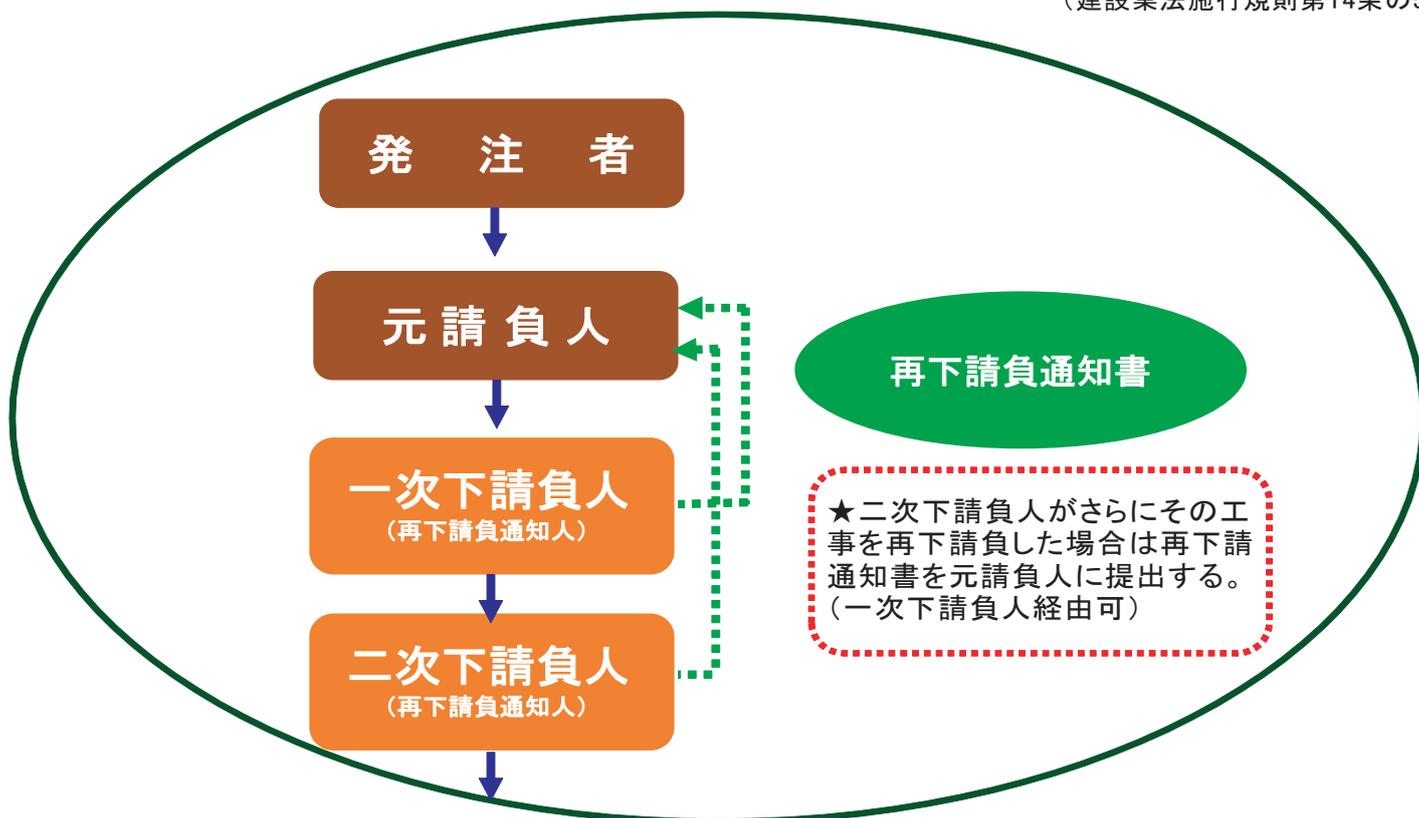
① 自社に関する事項

② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項

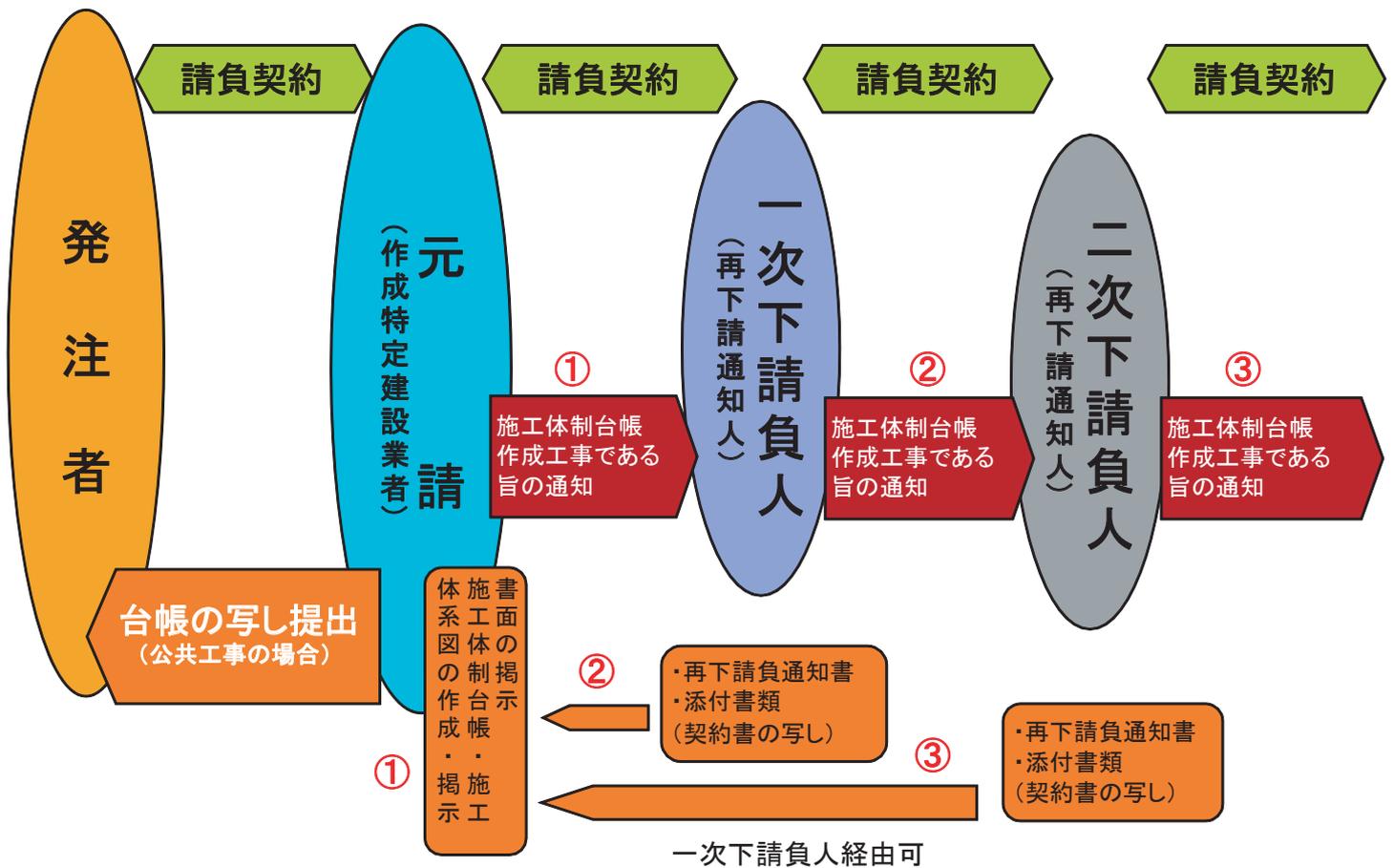
③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項 (注)

④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項 (注)

(注) 添付書類(請負契約書の写し)に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。
(建設業法施行規則第14条の5)



施工体制台帳・作成のフロー図



①一次下請締結後

元請業者である特定建設業者が、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、一次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

②二次下請締結後

一次下請負人は、作成特定建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む)を提出するとともに、二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成特定建設業者は一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

③三次下請締結後

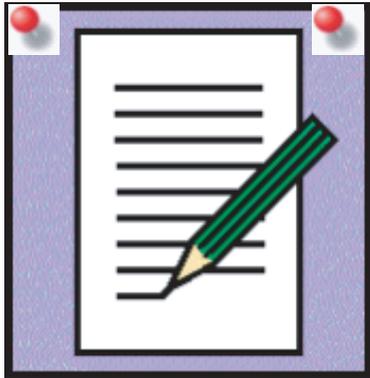
二次下請負人は、作成特定建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む)を提出する(一次下請負人を経由して提出することもできる)とともに、三次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成特定建設業者は二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しよう！！

(「施工体制台帳の作成等について」(H7. 6. 20 建設省通知))



掲 示

元請業者の義務

- 現場内の見やすい場所に再下請負通知書の提出案内を掲示



書面通知

すべての業者の義務

- 下請に工事を発注する際、以下を書面で通知
 - ・元請業者の名称
 - ・再下請負通知が必要な旨

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設(株)

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

①この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

施工体制台帳には、作成特定建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。(建設業法施行規則第14条の2)

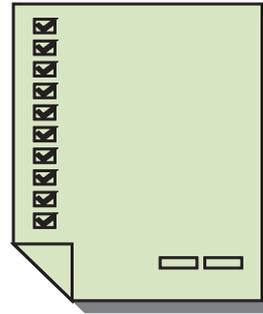
施工体制台帳の記載内容と添付書類



工事内容と
建設業許可



配置技術者の
氏名と資格



請負契約関係



健康保険等の
加入状況

添付書類



発注者との契約書の写し

下請契約書の写し

元請監理技術者関係

◎監理技術者資格者証の写し

◎監理技術者の健康保険証等の写し

施工体制台帳の添付書類

①発注者との請負契約書

作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

②下請契約書

1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

③元請監理技術者(専門技術者)関係

◎監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面(監理技術者資格者証写)

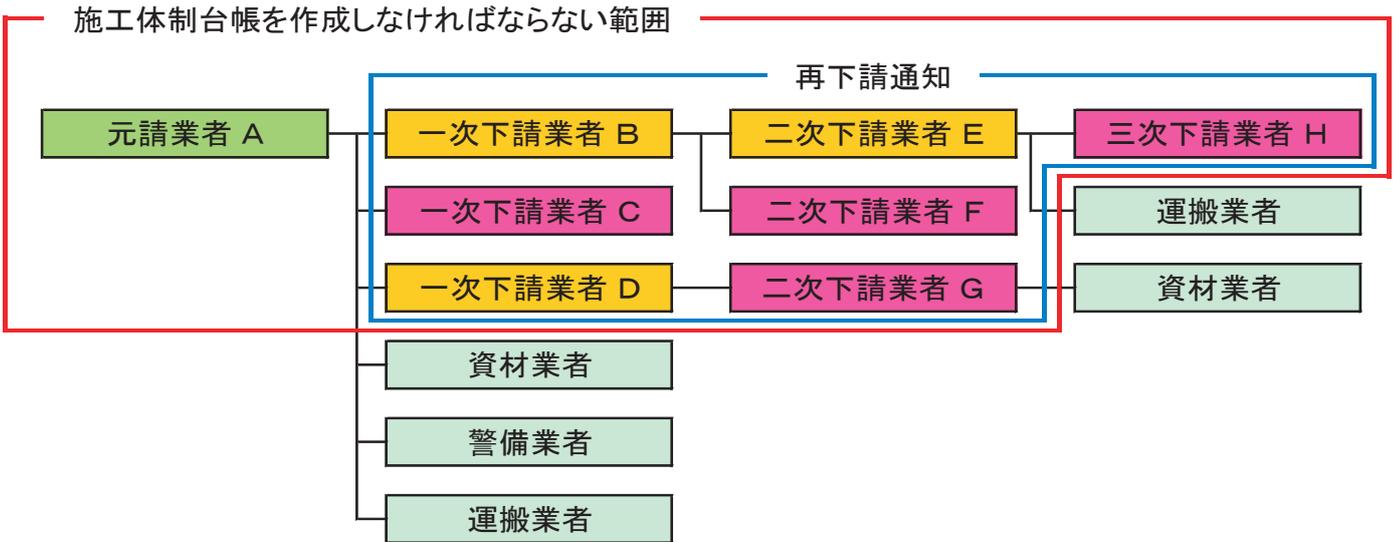
◎監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し)

◎専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人(無許可業者を含む。)を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

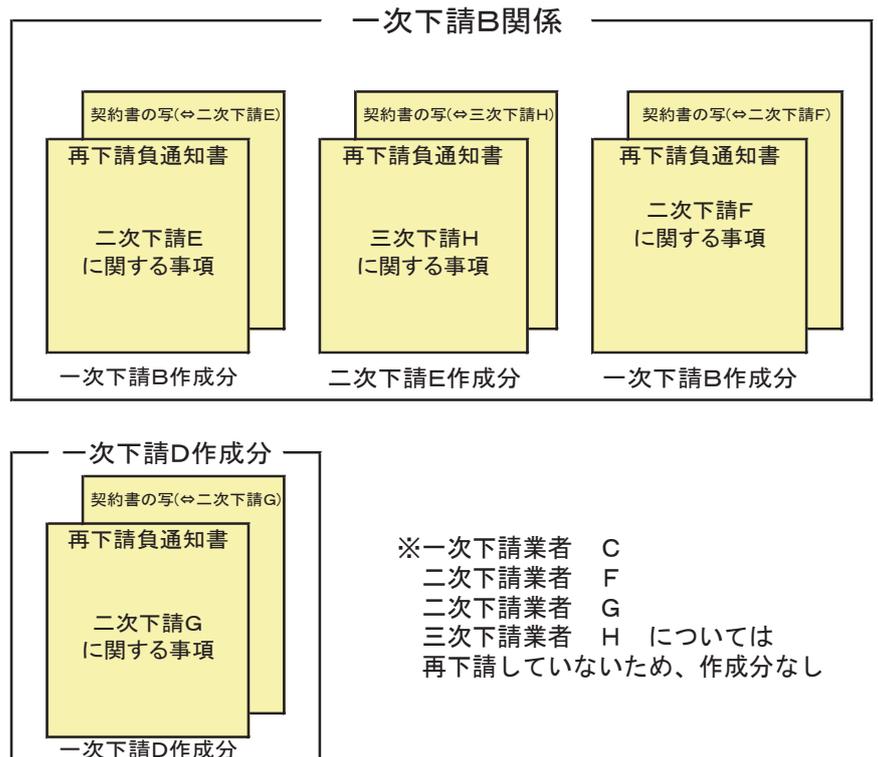
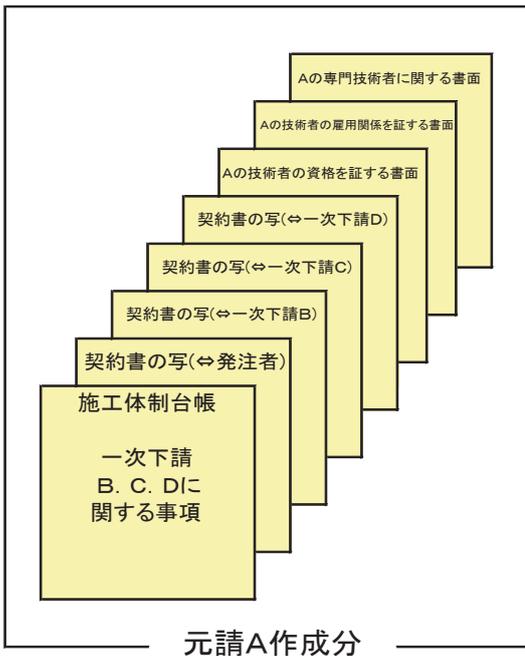
建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります。(例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。)

1 施工体制台帳の作成範囲



2 施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類
- ◆①と②を併せた全体で施工体制台帳となる



施工体制台帳記載例

施工体制台帳

作成特定建設業者の号名称

この工事を担当する事業所名

作成特定建設業者が受けている許可を全て記入(業種は略称でも可)

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的な内容

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

発注者と契約を締結した作成特定建設業者の営業所

一次下請と契約を締結した作成特定建設業者の営業所

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合に入っている場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入)

発注者が置いた監督員の氏名(※)

一次下請を監督するために作成特定建設業者が監督員を置いた場合その氏名(※)

作成特定建設業者が現場代理人を置いた場合その氏名(※)

作成特定建設業者が置いた監理技術者について専任が非専任の該当する方に○印

作成特定建設業者が置いた監理技術者の氏名

専門技術者が担当する工事の具体的な内容(※)

施工体制台帳の添付書類

作成特定建設業者が請負った建設工事の契約書の写し

下請負人が請負った建設工事の契約書の写し

監理技術者の資格を証する書面(健康保険等の写し)

監理技術者の雇用を証する書面(健康保険等の写し)

専門技術者(置いた場合に限り)の資格及び雇用を証する書面

施工体制台帳を作成又は変更した日付

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日

許可(更新)年月日

工事名称及び工事内容

発注者住所

工期

営業所住所

健康保険等の加入状況

健康保険等の加入状況

発注者の監督員名

監督員名

現場代理人名

監理技術者名

専門技術者名

発注者の監督員名

監督員名

現場代理人名

監理技術者名

専門技術者名

下請負人の号名称

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的な内容

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

代表者名

住所

工期

健康保険等の加入状況

健康保険等の加入状況

現場代理人名

監督員名

現場代理人名

現場代理人名

現場代理人名

現場代理人名

現場代理人名

現場代理人名

現場代理人名

現場代理人名

現場代理人名

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合に入っている場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入)

事業所整理記号及び事業所番号(一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入)

労働保険番号を記入

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずに、建設業法で定められた記載事項です。
- 一部の部分は建設業法で定められていない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

外国人建設就労者の従事状況(有無)

外国人技能実習生の従事状況(有無)が追加となります。

再下請負通知書記載例

〔浪本鉄筋工業（有）（再下請負通知人）が山倉土木（株）（再下請負人）との下請契約の内容を報告する場合〕

再下請負通知書を作成又は変更した日付
平成24年11月18日

再下請負通知書

再下請負通知書の注文者の商号名称
再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称

直上上位注文者名
橋末産業（株）

住所
〒000-0000
××県××郡××村123

再下請負通知人が請負った建設工事の作成特定建設業者の商号名称
浪本鉄筋工業（有）

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事の具体的な内容
谷小建設（株）

代表者名
浪本 太郎

再下請負通知人が請負った建設工事の許可のうち、請負った建設工事の施工に必要となる業種に係る許可
建設業の許可

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期
〇〇ビル新築工事 / 鉄筋工事

自 平成24年11月20日
至 平成25年3月20日

注文者との契約日
平成24年11月15日

再下請負通知人が受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

建設業の許可	許可番号	許可(更新)年月日
鉄筋	第G54321号	平成21年10月5日

請負契約に係る営業所の名称を記入

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
有無	未加入	未加入	未加入
事業所整理記号等	〇〇営業所	ZZZZ	ZZZZ-ZZZZZ-1

再下請負通知人が監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名(※)

監督員名	安全衛生責任者名
松田 一郎	松田 一郎

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名(※)

現場代理人名	安全衛生推進者名	雇用管理責任者名	専門技術者名
松田 一郎	松田 一郎	浪本 四郎	

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任かを印する方に○印

主任技術者	資格内容
松田 一郎 非専任	二級土木施工管理技士(土木)

再下請負通知書の添付書類
再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

再下請負人の商号名称
《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係の工事の具体的な内容

会社名	代表者名
山倉土木株式会社	山倉 華子

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的な内容

住所	住所
〒000-0000 ××県××郡△△町987	

再下請負人が請負った建設工事の許可のうち、請負った建設工事の施工に必要となる業種に係る許可

建設業の許可	許可番号	許可(更新)年月日
と	第987654号	平成21年11月11日

再下請負通知人が受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
有無	未加入	未加入	未加入
事業所整理記号等	〇〇営業所	ZZZZ	ZZZZ-ZZZZZ-1

再下請負通知人が監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名(※)

現場代理人名	安全衛生責任者名
山倉 三郎	山倉 三郎

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名(※)

現場代理人名	安全衛生推進者名	雇用管理責任者名	専門技術者名
山倉 三郎	山倉 三郎	山倉 華子	

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任かを印する方に○印

主任技術者	資格内容
山倉 三郎 専任	実務経験(指定学科3年・とび土工)

再下請負通知書の添付書類
再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

- 注意**
- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によるなくとも構いません。
 - 部分は建設業法で定められた記載事項です。
 - 説明書きの後に(※)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
 - 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

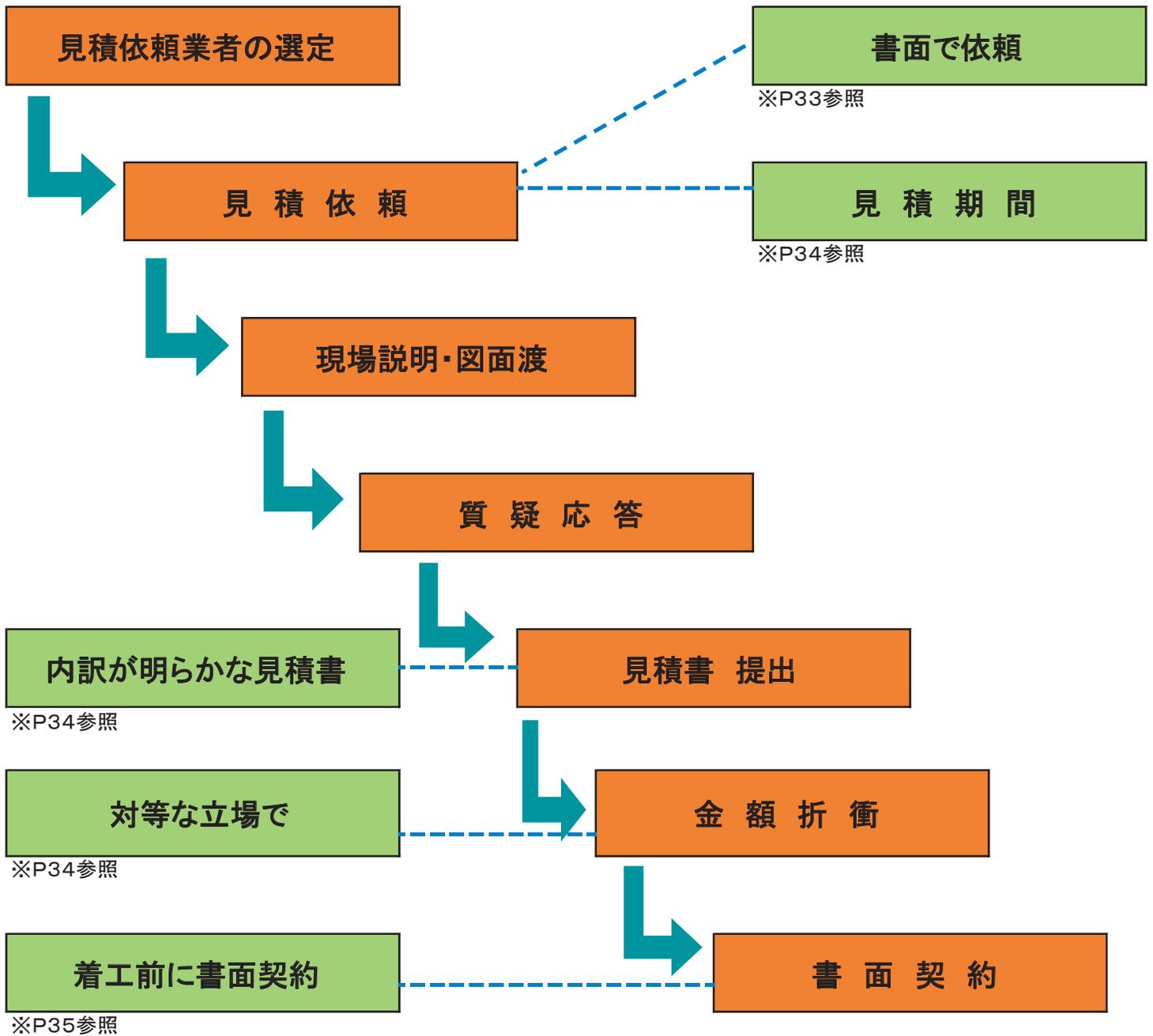
新たに 外国人建設就労者の従事状況(有無)が追加となります。
外国人技能実習生の従事状況(有無)が追加となります。

施工体系図記載例

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図



<下請契約締結に至るまでのフロー>



ワンポイントアドバイス

下請業者の選定に当たっては、必要な建設業許可があること及び予定工期に主任技術者の配置が行えることを確認しましょう！！

建設工事の適正な施工を確保していくためには、軽微な建設工事を除いては、施工能力・資力信用のある者（＝建設業許可業者）に工事を請け負わせる必要があります。

また、建設業許可業者であっても、当該業者が雇用する主任技術者が他の現場で手一杯の状態では、現場での適正な施工が期待できません。

そこで、下請業者の施工能力をあらかじめ確認しておくことが重要となるのです。